

報告第7号

病院事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙計算書のとおり報告する。

平成26年6月6日提出

市川市長 大久保 博

平成 25 年 度 市 川 市 病 院

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	固定資産購入事業	円 66,342,000	円 45,956,295

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	損益勘定 留保資金	不用額		
円 19,778,000	円 19,778,000	円 607,705	円 —	地方公営企業法改正に伴う会計制度変更に対応するため、2月補正措置した予算を26年度において執行するため繰越すもの。